

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十八号

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則

秋田県公舎管理規則（昭和四十四年秋田県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>（一） 県の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項に規定する特別職の職員、同法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員及び同法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員を除く。）及び県の機関に勤務する国家公務員</p> <p>（二） 略</p> <p>二 略</p> <p>三 公舎管理者 公舎の所管区分に従い、当該公舎をそれぞれ所管する出納局長、建設部長 及び警察本部長をいう。</p> <p>四 略</p> <p>（公舎の管理に関する事務の調整及び分掌）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 出納局長は、その所管する公舎の管理に関する事務を、財産活用課長、地域振興局長（秋田地域振興局長を除く。）、東京事務</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>（一） 非常勤職員及び臨時的任用職員を除く県の職員</p> <p>（二） 略</p> <p>二 略</p> <p>三 公舎管理者 公舎の所管区分に従い、当該公舎をそれぞれ所管する出納局長、建設部長、教育長及び警察本部長をいう。</p> <p>四 略</p> <p>（公舎の管理に関する事務の調整及び分掌）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 出納局長は、その所管する公舎の管理に関する事務を、財産活用課長、地域振興局長（秋田地域振興局長を除く。）、東京事務</p>

